

教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書

豊能町教育委員会
令和6年8月

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書目次

1.	はじめに	2
2.	点検・評価方法	2
3.	教育委員会の活動状況	3-4
4.	点検・評価の内容	5
5.	学識経験者からの意見・要望等	5

教育委員会の点検及び評価について

1. はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においては、「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして同法第26条の規定に基づき、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価をすることが義務付けられている。また、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表しなければならないとされている。その際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされている。

本報告書は、同法により、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たすために、令和5年度の豊能町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施し、報告するものである。

2. 点検・評価方法

豊能町教育委員会が執行している全ての事務・事業について、全庁的に実施している事業評価を活用し、点検・評価することを基本とし、報告書を作成した。

また、点検及び評価に当たっては、1名の学識経験者から点検及び評価に対する意見・要望等を聴取し、その知見の活用を図るものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3. 教育委員会の活動状況

本町教育委員会は、教育長と5人の委員で構成し、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することや教育財産の管理に関すること、学校の教育課程、学習指導、生徒指導、子ども・子育て支援、生涯学習に関すること等について、管理、執行している。

本町教育委員会としては、教育委員会会議において慎重な審議を行うとともに、保幼小中一貫教育推進に向け、現状の把握や課題の解決に努めるなど、教育行政の推進を図ってきたところである。

(1) 教育委員会会議の状況 令和5年度

開催回数		付議案件	
定例会	臨時会	議案	承認
12	0	23	3

(2) 研修会等への参加

- 5月17日 市町村教育委員会連絡協議会研修会（対面）
講演会 テーマ：スクールロイヤーの意義
講師 老松町総合法律事務所 弁護士 笠原麻央 氏
- 9月7日 市町村教育委員会研究協議会（オンライン）
分科会（次のテーマから上位4テーマについて研究協議）
① 学校における働き方改革について
② 部活動のあり方について
③ いじめ対策・不登校支援について
④ 特別支援教育（インクルーシブ教育について）
⑤ 教育の情報化について
⑥ 地域と学校の連携・協働について
⑦ 教育委員会運営の活性化について
- 11月10日 市町村教育委員会研究協議会（対面）
行政説明（初等中等教育の動向）及び
研究部会（行政説明・グループ討議）
- 1月24日 豊能ブロック都市教育委員研修会（対面）
講演会 テーマ：阪大ふくふくセンターの活動について
講師 大阪大学大学院人文学研究科外国語学部
学部長 竹内 景子氏

(3) 主催事業等への参加

- 6月16日、19日、23日 学校等視察訪問（1学期）

7月27日 豊能町管理職研修会

11月7日、13日、27日、29日、30日、12月13日

学校等視察訪問（2学期）

1月 8日 豊能町はたちのつどい

(4) 総合教育会議について

未開催

(5) 今後の活動

令和5年度の諸活動の点検・評価を踏まえ、令和6年度の豊能町教育指針において、「未来を拓く教育」を目指し、以下の重点目標を掲げて取り組む。

1. 保幼小中一貫教育グランドデザインに基づいた取組み
2. 小学校、保育所及び幼稚園の再編に向けた取組み
3. 乳幼児期の保育・教育の推進
4. 子育て支援・児童虐待防止の取組み
5. 小中学校の教育力の充実
6. 障害のある子どもの自立支援
7. 豊かでたくましい人間性のはぐくみ
8. 健やかな体のはぐくみ
9. 教職員の資質・能力向上
10. 学校の組織力向上と開かれた学校づくり
11. 安全で安心な学びの場づくり
12. 家庭教育の支援の充実
13. 豊能町の文化・歴史・風土を生かした体験活動の推進

■ 教育委員会 構成

令和6年8月現在

	氏 名	任 期
教 育 長	板倉 忠	令和6年4月 1日～令和9年3月31日
委 員 (教育長職務代理者)	宮崎 純光	平成27年10月23日～令和9年10月22日
委 員	坂口 敏子	平成29年12月26日～令和7年12月25日
委 員	富永 彰一	令和2年10月23日～令和6年10月22日
委 員	馬渡 秀徳	令和3年10月23日～令和7年10月22日
委 員	小松 郁夫	令和4年10月23日～令和8年10月22日

4. 点検・評価の内容

(別冊) 令和5年度 事業評価・主要施策成果報告書

- (1) 教育総務課関係 (令和5年度 事業評価・主施策成果報告書 p 179～197 参照)
- (2) 義務教育課関係 (令和5年度 事業評価・主施策成果報告書 p 198～203 参照)
- (3) こども育成課関係 (令和5年度 事業評価・主施策成果報告書 p 204～210 参照)
- (4) 生涯学習課関係 (令和5年度 事業評価・主施策成果報告書 p 211～223 参照)

5. 学識経験者からの意見・要望等

点検及び評価を行うにあたって、学識経験者として下記の者から聞き取りや意見交換をもとに点検・評価に対する意見を得た。

兵庫教育大学 大学院学校教育研究科 教授 鈴木 正敏

このたび、豊能町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）より、地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づき教育委員会が行う点検および評価について、外部有識者として意見を提示することの依頼を受けた。これを受けて、評価報告書(案)等の資料を検討し、事務局の各事業担当者への聴き取りと意見交換を行った。

その結果、教育委員会は令和5年度において、教育に関する事業を適切かつ公正に管理・執行し、その改善に務めていることを見ることができた。ようやくポストコロナの時期に入り、さまざまな活動が本格的に復帰する中、積極的に各事業に取り組まれている。以下、項目を立てて詳細の意見を述べる。

1. 教育総務課主担事業

(1) 教育委員会及び事務局の活動について

教育委員会としては、教育委員会会議の定例会を定期的で開催し、12回の会議において23の議案が出され、慎重な審議を行っている。令和4年度に引き続き、会議や研修会などに積極的に参加されている。対面開催とオンライン開催の研修や会議にバランスよく出席されている。市町村教員委員研究協議会では、働き方改革や部活動のあり方、いじめ不登校支援やインクルーシブ教育、情報化や地域との連携など、現代的な課題について議論がなされ、積極的な情報収集や意見交換が行われている。また、町内においては学校園所訪問やはたちのつどいへの参加など積極的に行われており、適切に活動が行われているといえる。

(2) 学校教育に関する内容について

1) 学校再編事業について

学校園の再配置については、令和8年度に東西地区それぞれに義務教育学校を設置することをめざし、基本設計および実施設計が進められている。とりわけ西地区の義務教育学校の整備に向けた基本設計や実施計画が継続してなされ、前年度に引き続き再配置が着実に進められている。また、改修工事期間中に吉川中学校生徒が光風台小学校で学習を行う計画のため、令和5年度では光風台小学校の改修工事が実施され、令和6年4月から吉川中学校生徒が光風台小学校へ移転して学習を行う準備が整えられた。小学校の建物内で中学生が学習し生活するに際しては、ハード面の制約が伴うが、児童生徒や教職員への負担も鑑みつつ、ソフト面での充実が図られるものと期待したい。

2)GIGA スクールの推進について

令和2年度に一人1台タブレットを整備したことによって、ICTを活用した授業への取り組みが徐々に充実していることについては評価される点である。それに伴い、継続的な機器整備や通信環境等の改善など、課題も出てきている。令和5年度においては

- ・児童生徒用タブレット端末へのフィルタリングソフト導入の更新
- ・西地区の小中学校にホームルーターの設置

が行われている。かねてよりの課題である通信環境の改善については、特に通信環境が悪い西地区にホームルーターが設置されている。ただし、これは臨時校舎での臨時的な対応となるため、令和8年4月の義務教育学校開校に合わせて根本的な見直しが求められる。将来的にはどちらの義務教育学校にも専用の回線を引き、国の推奨するネットワーク速度を確保することが求められる。デジタル化を町全体で進められるよう、今後も予算確保をしていただきたい。

3)学校施設環境の整備について

施設の面では、令和3年2月に策定された「豊能町学校等施設個別施設計画」に基づき、公共施設再編検討委員会における施設の統廃合・再配置の方向性や進捗状況をみながら施設改修の優先順位を決め実施されている。

令和5年度においては、

- ・光風台小学校改修事業（吉川中学校移転に伴う環境整備）工事
- ・ふたば園エアコン取替工事

が行われている。いずれにしても、義務教育学校の開校に伴い、さまざまな統廃合等が行われることから、財政的にも効果的かつ経済的な方法での学習環境の整備が求められる。その際には、豊能町の子どもたちに豊かな教育環境を提供できるように、これからも工夫していただきたい。

4)教職員の働き方改革について

教職員の働き方改革が教員不足の解消にとって喫緊の課題であると認識される中、豊能町においても教員の負担軽減や環境改善について、これまでさまざまな取り組みが行われてきた。留守番電話の導入やノークラブデーの実施、夏季休業期間中の学校

閉庁日、校務支援システムの導入などである。令和5年度もこれらを継続したのみで、新たな取り組みは行われていない。かねてより課題とされてきた、教職員の在校時間の適正管理（出退勤システムの導入）については、学校だけでなく町全体として整備を行う必要があるが、費用対効果の面で導入がなされていない。今後は一層デジタル化や業務の簡略化・共有化を図ることで、さらなる改革を進めていっていただきたい。とりわけ、教員の業務負担については、文書や事務的作業の見直しだけでなく、児童生徒の学習方法や評価の手続なども含めて、より効果的で省力化を図れる方法の模索が求められる。この点について、他市町村との情報交換をしつつ、新たな視点をもって取り組んでいただきたい。

5) 給食について

中学校給食の残渣については、継続して改善が見られることが評価できる。令和4年度からは東能勢小学校5・6年生の給食がデリバリー方式に替わったが、引き続き残渣率が20%を下回る結果となっている。この点についてはこれまでの食育指導や給食調理業者との交流といった取り組みが功を奏していると考えられる。このような成果が継続して出ていることについては評価に値する。今後、令和8年度に義務教育学校が開校し、デリバリー方式での給食は無くなり、残渣率は低下することが見込まれるが、これまで工夫されてきた食育に関する取り組みは継続して行っていただけることを期待したい。

また、国内外の情勢により物価高騰が続き、給食食材も値上がりしていることや令和6年度から吉川中学校の自校式給食が始まることから、必要な栄養価が確保できるように児童・生徒・教職員の給食費が改定されている。中学校給食が無償化になり、保護者負担軽減が図られていることから今後も継続していただきたい。

2. 義務教育課主担事業

義務教育課の事業としては、学校教育充実事業、学校運営事業、人権・地域教育充実事業、児童生徒健全育成充実事業、そして保幼小中一貫教育推進事業などがあり、さまざまな事業が着実に実施されている。

(1) 学校教育充実事業について

1) 教職員研修充実事業について

教職員の資質向上のための研修会が実施されている。府で実施していた研修を、豊能地区と町独自で実施し、充実した研修会が行われたとのことである。教員数が減少し、中堅層が薄い現状に対して、今後も工夫して研修を行うことが求められている。

2) 小・中学校学力等調査事業について

令和3年度に立ち上がった小・中学校学力等調査事業が令和5年度も継続して実施されている。全国学力・学習状況調査に加えて、町独自で学力・体力・生活について

も調査(「とよのチャレンジ」)を行い、児童生徒一人一人の成果と課題が把握されている。今後も引き続いて、これらの調査をもとにより一層の学力向上をめざしていただきたい。

3) GIGA スクールサポーター配置支援事業

本事業については、前年度に引き続き実施されている。サポーターは学校内の ICT 環境整備、ICT を活用した授業づくりの支援を行っており、その専門的知識が活かされている。今後もこうした人材の配置は重要であり、高く評価されるものとする。また、ソフトウェアの導入ならびに更新が行われているが、こうした費用は必須のものであるので、継続して予算措置をしていただきたい。

(2) 児童生徒健全育成充実事業について

令和 5 年度、児童生徒健全育成充実事業では、先天色覚異常の検査表の新規購入がなされている。色覚異常の児童生徒に配慮した指導ができるよう、小学校 3 年生及び中学校 1 年生の希望者を対象とした色覚検査が行われているが、現在使用の検査表は平成 28 年 7 月購入のもので、色あせ等の変色が見られるため新規購入するに至ったという。こうした検査は児童生徒の健全な発達のために必要不可欠であり、今回更新されたことは評価できる。

(3) 保幼小中一貫教育推進事業について

この事業では、「保幼小中一貫教育」と「地域とともにある学校」の両立をめざして、保幼小中の教職員・保護者・地域住民の方々と構成した「学校運営協議会」を東西の中学校区にそれぞれ設立され、校名・校章・服装など、多岐にわたって議論が進められてきた。令和 8 年 4 月に「豊能町立とよの東学園（仮称）」「豊能町立とよの西学園（仮称）」の 2 校の義務教育学校を開校するにあたり、令和 5 年度については校章の作成に取り組んでいる。

学校のシンボルである「校章」の作成にあたっては、開校準備委員会と総務部会で協議をし、広く募集をして作成することとされた。応募作品の中には、手書きやデジタル化の作品があり、選定する際の形式を統一するため、作品の補正とデジタル化が行われている。このように、2 つの義務教育学校の開校準備が着々と進んでおり、その中に住民の声が反映されていることは高く評価できる。

3. こども育成課主担事業

こども育成課の事業としては、吉川保育所運営事業、ひかり幼稚園運営事業、ふたば園運営事業、留守家庭児童育成室管理事業、幼児教育・保育の充実事業、子育て支援環境の充実事業及び子ども・子育て支援事業の 7 事業が行われている。令和 5 年度のポイントとしては、令和 5 年 10 月 1 日の機構改革により、子育て支援環境の充実事業のうち、「児童虐待防止対策事業」の事務分掌がこども育成課から福祉課福祉相談支

援室へ移管されていることである。児童虐待については、各自治体でも部署間の横のつながりが大切にされるべきと考えられており、所管から外れたとはいえ、今後も福祉部局との緊密な連携のもと、引き続き防止策の充実が図られることを期待したい。

(1) 吉川保育所運営事業・ひかり幼稚園運営事業・ふたば園運営事業について

吉川保育所及びふたば園においては、使用済み紙おむつ回収事業の実施により、おむつ持ち帰りに伴う保護者及び職員の負担軽減を図ることができている。紙おむつの回収については、今後こうした対応が定着するものと考えられる。

また、保育士不足に対応するため人材派遣会社と労働者派遣契約を結び、吉川保育所では6名、ふたば園では2名の保育士派遣を受けている。どの自治体も保育士不足は慢性的に課題となっているが、今後は計画的な採用を行うことで、少しでも保育士や子どもたちの負担を減らすよう、努力していただきたい。

いずれの所園においても、新型コロナウイルス感染症の影響が減少し、従来と同じ規模や範囲での保育や行事が実施されている。子どもたちの活動や保護者の参加にも活気がみられ、これまでの勢いを取り戻したとあって良いと考えられる。しかしながら、国内各所で他の既存の感染症の拡大が見られているため、今後も引き続き対策を講じながら保育・教育にあたっていただきたい。

(2) 留守家庭児童育成室管理事業について

本事業については、就業等により昼間保護者がいない家庭の児童を対象に、授業後の遊びや生活の場が提供されている。令和5年度については、光風台留守家庭児童育成室における利用者の増加に対応し、小学校の余裕教室を育成室として利用するため必要な備品等を購入して施設整備が行われている。また、放課後わくわく教室との連携や、お楽しみイベントを実施することで、育成室利用児童の満足度向上につながる工夫がなされている。ニーズの増加と、こうした工夫の成果のおかげで利用児童数は増加しており、これまで以上に努力していただくことになると考えられる。その際に課題となるのはやはり人員の確保であるが、今後も継続的に必要な支援員を配置していただきたい。また、令和6年度には吉川小学校に育成室が新設され、令和8年度には義務教育学校の開設が予定されている中、これらの新しい動きに対して運営方法や人員確保、環境整備など、長期的な視野をもって計画を立てていただきたい。

(3) 幼児教育・保育の充実事業について

本事業については、研究指定制度が設けられ、学識経験者や学力向上指導員の協力を得て、主体的に研究活動に取り組まれている。令和5年度は研究保育を21回、所園内研修を18回実施し、子どもの主体的な学びにつながる保育実践を行うための研修が積極的に行われ、継続した取り組みであることからその努力を評価したい。今後は、義務教育学校との連携を含め、保幼小中の一貫教育カリキュラムや架け橋期のカリキュラム作成の準備に取り組んでいただきたい。

(4) 子育て支援環境の充実事業について

本事業については、言語聴覚士・作業療法士・理学療法士など、障害のある児童に関する専門知識を有する巡回相談員を学校園所に派遣し、発達障害を含む障害のある児童生徒に対する指導内容や支援の方法について助言を受け、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うようにされている。令和5年度については、相談件数は40件にのびている。

また、わくわく教室については、小学校の隣り合った教室を活用することで、放課後留守家庭児童育成室と放課後子ども教室が連携し、多様な学習、体験活動、交流が実施されている。このような工夫を通して、子どもたちの豊かな学習体験が保障されていることは評価したい。

(5) 子ども・子育て支援事業

豊能町の子ども・子育て環境においては、教育・保育給付や幼児教育・保育の無償化について円滑に実施されており、経済的に安定して子育てができるようになっている。また、第2期子ども・子育て支援事業計画について、4年目時点での関係部署の進捗状況が確認され、第3期に向けての準備が着々と進められている。

西地区の認定こども園の設置については、令和4年1月の「豊能町子ども・子育て審議会」において提言された内容を踏まえ、令和4年7月に開催した総合教育会議においては、運営形態については公私連携幼保連携型認定こども園とする方向で進められている。令和5年度については、その基本方針について部局内で検討されている。その中で、義務教育学校と隣接することが望ましいとされており、今後は、具体化に向けて、教育委員会だけでなく、町内外の関係部署と連携し、計画を進めていただきたい。

4. 生涯学習課主担事業

生涯学習に関する内容については、生涯学習課を中心としてさまざまな事業が行われている。令和5年度になり新型コロナウイルス感染症が5類になったことに伴い、高齢者を対象とした「ウグイス大学」が4年ぶりに復活し、年8回の開催がなされている。実行委員会主催による「文化祭」は、2日間にわたって開催され、公民館利用団体や青少年育成団体、文化展出展者などの展示発表やパフォーマンスが行われている。

(1) 青少年健全育成事業について

本事業については、5回にわたる夏休みこども講座や、森と遊ぼう、はたちのつどいなどが行われている。

(2) 図書館運営事業について

本事業については、図書館利用が困難な子育て世代への「出前」的な活動（アウトリーチサービス）として、子育て支援センターを拠点にお話し会や絵本の長期貸出事

業を実施することで、子どもの読書環境の充実が図られている。こども食堂「ゆるりん」での読み聞かせも開始しており、積極的に地域に出かけて活動が行われている。主催事業も令和4年度に比べて倍増しており、活発に活動が行われていることが見てとれる。他にバリアフリーに対する対応や、多文化対応、デジタルアーカイブ化など、多彩な事業が積極的に行われており、高く評価できるものである。

(3) ユーベルホール管理事業について

本事業については、町民への文化的な体験が継続して提供されていることがわかる。

(4) シートス管理事業について

本事業については、新たな指定管理者の運営が2年目に入り、トップアスリートによるイベントや四季折々のイベント・記念日のイベントなどが開催され、大好評であったとのことである。そのため、プール・ジム・スタジオの利用者が以前よりも増えている。課題としては、施設の維持管理である。

従前からの懸案事項である生涯学習関連施設の老朽化に伴う施設再編については、令和5年1月に公共施設再編検討委員会より答申が出されたことにより、令和5年6月に「公共施設再編に関する基本方針」が策定されている。この基本方針の内容を踏まえ、社会教育委員会ならびに文化ホール運営委員会の合同会議が行われている。今後は、合同会議などでの議論をさらに深め、町のニーズに合った豊かな生涯学習環境を整えていただきたい。

(5) 文化財保護事業について

本事業については、町指定文化財の指定が2件、文化財の確認調査が2件行われている。

(6) 郷土資料館管理事業について

本事業については、館内で季節に応じた展示が行われたり、図書館と連携して郷土資料の貸し出し展示などが行われたりしている。また、小学校3年生の社会科学習にも利用され、施設見学を通して学習が進められている。文化財は、一度喪失すると再び戻らない地域の宝であるので、今後も史料の保全と周知、子どもたちの教育にご尽力いただきたい。

5. おわりに

以上、検討した結果、豊能町教育委員会の事業に関しては、ポストコロナを象徴するような復活と活性化がなされていることが感じられた。その中で、さまざまな課題に直面しつつも、適正かつ効果的に行われていると考えられる。これから本格化する義務教育学校や西地区の認定こども園についても、引き続きより良いものにできるよう、計画に取り組んでいただきたい。豊能町の人的・地域的資源を活用し、住みやす

く子どもと大人がともに育つ町として、今後もご尽力いただきたいと考える。